

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業

実施方針に関する質問回答

平成22年5月31日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答は、平成22年5月7日(金)から5月14日(金)までに受け付けた幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業の実施方針に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。

3 なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札公告時に公表する入札説明書等(入札説明書、要求水準書、契約書(案)等)に基づいてください。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅱ期)等事業 実施方針に対する質問回答

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	実施方針本文	1	1. (1) 4)	本研究計画において、事業の中途段階においてPFI方式を採用される理由及び目的(これまでの発注方式を維持した場合との相違点)をご教示頂ければ幸いです。また、2つの深地層研究施設のうち、本施設のみがPFI方式となる理由がございましたら、合わせてご回答頂きますようお願いいたします。 上記に加え、貴機構及び本邦の原子力政策における本事業の位置づけを、ご教示頂きますようお願いいたします。	幌延深地層研究計画においては3本目の新たな立坑を設ける必要性があり、係る研究坑道の整備範囲が多く、民間の資金やノウハウを活用する余地が多く、早期の施設整備が達成でき、研究期間を多く確保できることから、当該研究計画にPFIを導入することとしたものです。 原子力機構が行う高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発については、「原子力政策大綱」(H17)、「エネルギー基本計画」(H19)及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(H20)等で、その重要性、必要性が示されています。これらはインターネットで閲覧可能です。御確認ください。
2	実施方針本文	1	1. (1) 4)	本PFI事業の目的として「施設整備を進めることにより、地層処分に係る基礎研究開発の更なる進展と技術の信頼性向上に資するもの」とありますが、当該研究開発自体についてH21.11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、「H22年度予算計上の見送りを視野に、経済産業省(最終的な処分事業を所管)の全体計画を含めて検討」との評価を踏まえて、現段階でPFI事業として本事業を実施する方向に至ったことに関し、所管各省との協議含めてどのような検討プロセスや本事業に係るオーソライズがあったのか、研究開発の位置づけである本事業の必要性、事業継続性の担保等含めて原子力機構の対応、考え方について、ご教示下さい。	事業仕分け(H21.11)を受けて、文部科学省はそのホームページにおいて、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」(H20閣議決定)との整合性を確認し、国の最終処分政策のスケジュールに影響を与えない範囲で歳出を削減、としてその反映状況を示した上で、平成22年度概算要求の概要の中で、民間活力を一部導入しつつ、深地層の研究施設計画における研究坑道掘削工事を継続する、ことを示しています。 これを受け、原子力機構は第2期中期計画において、「民間活力の導入について、業務の合理化、効率化の観点から幌延深地層研究計画に係る研究坑道の整備等に活用を図る」ことを明記しました。 また、原子力機構が行う高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発については、「原子力政策大綱」(H17)、「エネルギー基本計画」(H19)及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(H20)等で、その重要性、必要性が示されています。
3	実施方針本文	1	1. (1) 4), 5)	今回の事業は、全体計画深度500mのうち、“東立坑・換気立坑380mまで、西立坑365m”の整備範囲となっておりますが、それ以深の整備はどの様にお考えですか？	本件事業とは別となります。
4	実施方針本文	2	1. (1) 4)	原子力機構が独自に行う調査・計測作業の内容や頻度について、ご教示ください。	既存の140m坑道及び250m坑道における既設のボーリング孔内に設置してある測定機器類によるモニタリングが中心です。掘削影響領域の評価のためのモニタリング、水質評価のためのモニタリングがあります。計測項目により頻度は異なりますが、月に1回程度データを回収します。
5	実施方針本文	2	1. (1) 4)	施設見学者の来訪頻度や対応時間はどの程度でしょうか？実績で結構ですのでご提示ください。	追って公表する要求水準書(案)に示します。
6	実施方針本文	2	1. (1) 6)	本件施設の施設整備、本件施設の維持管理及び研究支援並びにこれらを実施する上で必要な関連業務を行うとありますが、施設整備、維持管理、研究支援を行う対象は、あくまでも本件施設に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、前施工業者が施工した施設(本実施方針において、当該施設の定義はない)の維持管理(修繕含む)、研究支援は機構自らが行うとの理解でよろしいでしょうか。 機構が行わず事業者が行う想定である場合、特に修繕業務が前施工業者の瑕疵によるものか、劣化等によるものかの切り分けが困難な場合が多いため、修繕業務だけでも本事業の事業範囲から外していただけないでしょうか。外していただけない場合は、事業者に過度なリスク転嫁であると思料しますので、その理由をご教示いただけないでしょうか。	前施工業者が施工した施設及び当該事業で機構の引き渡された施設の維持管理については事業者が実施することとなります。 また、各施設・設備における瑕疵の考え方については、次のとおりとします。 ・本事業で建設する施設の瑕疵は、事業契約の範囲で事業者 ・既施工施設の瑕疵は、原子力機構 ・仮設備の瑕疵は、譲り受けた事業者又は譲り渡した事業者 なお、前施工業者の瑕疵についての特定は可能と考えています。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
7	実施方針本文 添付資料3	2	1. (1) 6) ア ①	本件施設整備業務には設計業務が一切含まれておりませんが、添付資料3における「設計図書の不備リスク」には、「事業者の提案等による設計図書の修正に関する責任」が事業者負担とされています。設計業務が事業者の業務範囲外であるにもかかわらず、事業者リスクとされているのは何故でしょうか。本事業の設計に係る事業者の役割と合わせてご教示願います。	入札公告時に既存の設計図書を標準として示しますが、事業者の提案等として設計図書の内容を変更する技術提案も想定しており、その提案部分についての設計リスクは事業者負担としています。詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
8	実施方針本文	2	1. (1) 6) ア ① iv	「工事用仮設備の調達・設置業務」には、①維持管理業務 iv)「前施工業者からの業務の引継ぎ」に伴う仮設備の調達・設置も含むという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	実施方針本文	2	1. (1) 6) ア ① iv	地下施設西側の施工者事務所や立坑掘削のためのスカフォード等の機械設備については、I期工事のものがそのまま引き継がれることによるのでしょうか。引継ぎの日程、費用についてどのようにお考えでしょうか。	第I期工事で構築された各種システムを含む仮設備等を現施工会社から継承し使用することを標準として想定していますが、これを指定するものではありません。詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
10	実施方針本文	2	1. (1) 6) ア ① i)	施工性試験とは具体的にどのような試験でしょうか？	低アルカリ性セメント材料を用いた吹付け及びグラウトが工学的に施工可能であることを確認する試験です。詳細は、追って公表する要求水準書(案)に示します。
11	実施方針本文	2	1. (1) 6) ア ① i)	掘削土処理の具体的方法を提示して下さい。	地下施設工事敷地からL=1.0km以内に掘削土(ズリ)置場を整備しており、ここに運搬・管理します。具体的には、追って公表する要求水準書(案)に示します。
12	実施方針本文	2	1. (1) 6) ア ① i)	排水処理の具体的方法を提示して下さい。	濁水処理、脱ホウ素・脱窒素処理を行います。詳細は、追って公表する要求水準書(案)に示します。
13	実施方針本文	2	1. (1) 6) ア ① ii)	調査・計測等業務とはどのような業務でしょうか？調査、管理計測、観察、試験の各項目について具体的な内容をご提示ください。	日常管理計測(A計測)、ステップ管理計測(B計測)のことです。詳細は、追って公表する要求水準書(案)に示します。
14	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ① v)	本件に係わる原子力機構殿が行う許認可とはどのような許認可でしょうか？具体的にご提示願います。	現状必要な許認可はありません。今後の法令の変更、工事の進捗等により生じる可能性を考慮したものです。
15	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ①, ②	“その他施設整備業務で必要となる業務”、“その他維持管理業務で必要となる業務”とありますが、どのような業務を想定すればよいのでしょうか？	各業務の実施に必要な一般業務(安全管理、作業計画の策定、品質管理等)を想定しています。
16	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ②	現状の機械設備や排水処理設備等の施設の権利関係は、総合評価時の競争の公平性を確保できる状態にあるのでしょうか？また、その具体的な根拠、例えば減価償却の実状をお示ください。	No.9を御参照ください。
17	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ②	維持管理等業務との表題ですが、等とは何を指すのか、具体的にご教示いただけませんか。(本実施方針において維持管理等業務との記載があるのはこの一箇所のみです。)また、当該維持管理等業務を行う対象は、上記1.(1)6)に記載のとおり、本件施設に限られるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、前施工業者が施工した施設(本実施方針において、当該施設の定義はない)の維持管理(修繕含む)、研究支援は機構自らが行うとの理解でよろしいでしょうか。機構が行わず事業者が行う想定である場合、特に修繕業務が前施工業者の瑕疵によるものか、劣化等によるものかの切り分けが困難な場合が多いため、修繕業務だけでも本事業の事業範囲から外していただけないでしょうか。外していただけない場合は、事業者に過度なリスク転嫁であると思料しますので、その理由をご教示いただけませんか。	維持管理等業務とは、維持管理業務以外の見学者対応や引継ぎ業務が含まれているため「等」としております。具体的な業務内容については、追って公表する要求水準書(案)に示します。 後段については、No.6を御参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
18	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ②	維持管理等業務について、本件施設対象外の平成22年度上期までの整備範囲(以下「既整備範囲」)に関して当該業務として含まれる場合、本件施設と既整備範囲について各々異なる個別業務があればご教示下さい。(例えば、点検保守・修繕業務は本件施設と既整備範囲の双方が対象、清掃業務は本件施設のみ対象等)	維持管理業務については、既整備範囲と本事業で整備する施設とで異なる業務はありません。何れの施設も維持管理業務の対象となります。詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示す予定です。
19	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ②	地下施設及び地上設備とは、各々何を指すのか、具体的にご教示下さい。	追って公表する要求水準書(案)に示します。
20	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ②	事業期間終了後の次期施工業者への業務の引継ぎとありますが、本事業終了以降において、当該地で研究開発に係る事業として継続されるのでしょうか。どのような業務を、どのようなかたちで引継ぐことを想定されているかを含めてご教示下さい。	追って公表する要求水準書(案)に示します。
21	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ②	事業期間終了後の次期施工業者への業務の引継ぎとありますが、本事業完了を踏まえた最終的な処分事業への効果、本事業と処分事業との関連性について、ご教示下さい。	本事業における地下施設整備・維持管理の実績及び研究支援業務で得られたデータを用いた研究開発の成果が、処分事業の実施主体が実施する精密調査や規制当局による安全審査指針の策定等に反映されます。
22	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ② i)	維持管理等業務の事業内容に、「地下施設及び地上設備の点検保守・修繕業務」とありますが、これには既設部分全ての(平成22年度上期までの整備範囲の)点検保守・修繕業務も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。詳細は、追って公表する要求水準書(案)に示します。
23	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ② iv)	②維持管理業務におけるiv)清掃業務の対象、業務内容について、ご教示願います。	追って公表する要求水準書(案)に示します。
24	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ② vi)	②維持管理業務におけるvi)見学者等来訪者対応支援業務には、見学者等の来訪による工事一次休止も含まれるのでしょうか。含まれるのであれば、工程上どの程度考慮すれば良いかご提示ください。	追って公表する要求水準書(案)に示します。
25	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ② vii)-viii)	業務の引継とは、どのような業務内容の引継を想定されておられるのでしょうか? 具体的にご提示願います。	No.9を御参照ください。
26	実施方針本文 添付資料3	3	1. (1) 6) ア ② viii)	「事業期間終了後の次期施工業者への業務の引継ぎ」が事業内容とされておりますが、次期施工業者の選定は、貴機構の責任で実施されるとの理解で宜しいでしょうか。また、万が一、事業期間終了時に次期施工業者が決まらず引継ぎが出来ない事態となった場合、事業者は業務不履行とはならず、サービス対価は予定通り支払われるとの理解で宜しいでしょうか。当該理解でよろしければ、リスク分担表に次期施工業者選定リスクを追加頂きたく存じます。	御理解のとおりです。 リスク分担表への次期施工業者選定リスクの追加については、検討します。
27	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ③	研究支援業務については調査研究および技術開発の名称の列挙がなされているだけで具体的な業務内容についての記載がございません。研究支援業務は、各項目に対してどのような支援を業務としているのでしょうか? 具体的にご提示ください。	具体的な内容は、追って公表する要求水準書(案)に示します。
28	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ③	「ただし、次の業務については業務範囲に含まない」業務として記載された「原子力機構が実施する研究支援業務範囲外の調査研究業務及びそれに係る測定機器類の維持管理業務」「原子力機構と共同研究契約を締結した研究機関が実施する調査研究業務及びそれに係る測定機器類の維持管理業務」とは、具体的にどのような業務を指すのか、本事業との関連性も含めてご教示下さい。	「原子力機構が実施する研究支援業務範囲外の調査研究業務及びそれに係る測定機器類の維持管理業務」とは、既設あるいはPFI事範囲外で今後設置する、地上の気象観測装置類、地上から掘削したボーリング孔内の水圧・水質モニタリング機器類、地下坑道内の水圧・水質モニタリング機器類、地下水質モニタリング機器類等のことです。また、「原子力機構と共同研究契約を締結した研究機関が実施する調査研究業務及びそれに係る測定機器類の維持管理業務」とは地下施設において機構との共同研究の相手先が自身の予算で実施する調査研究業務とそれに関連して地下施設内に設置した測定機器類の維持管理に係る業務のことです。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
29	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ③ i)、ii)	処分技術開発とは、どのような開発であって、当該支援業務とは具体的にどのような業務であるかご教示いただけませんか。(詳細は要求水準書等で公表されると理解していますが、他の業務項目の表記と比較して具体性が低く、読む人間のバックグラウンドによって、理解が大きく異なる可能性が高いと考えられます。入札参加グループの組成を検討するにあたり、当該業務の概要を把握したく、質問しております。)	追って公表する要求水準書(案)に示します。
30	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ③ iii)	安全評価手法の高度化とは、どのような内容であって、当該技術開発支援業務とは具体的にどのような業務であるかご教示いただけませんか。(詳細は要求水準書等で公表されると理解していますが、他の業務項目の表記と比較して具体性が低く、読む人間のバックグラウンドによって、理解が大きく異なる可能性が高いと考えられます。入札参加グループの組成を検討するにあたり、当該業務の概要を把握したく、質問しております。)	追って公表する要求水準書(案)に示します。
31	実施方針本文	3 1-4	1. (1) 6) ア②vii)	維持管理業務の項目に、前施工業者からの業務の引継ぎとありますが、前施工業者が新たな事業者として引継ぐ場合と新規事業者が引継ぐ場合では、引継がねばならない業務量が大きく異なるのではないのでしょうか？第二次審査における評価で公平になるなる方策をどのようにお考えなのかお教え下さい。	業務量が異なることは想定していません。業務の引継ぎについては、No.9を御参照ください。
32	実施方針本文	3	1. (1) 9)	平成27年4月以降の原子力機構殿の次期中期計画において(原子力機構殿の当初計画である立坑の500m程度までの掘削等)施設整備が計画された場合、本事業の事業者が実施する維持管理業務、研究試験業務と次期計画の事業者が実施する施設整備業務とはどのように調整するようなお考えでしょうか？	今後、計画の具体化と併せて検討します。
33	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ③ iii)	法定深度以深でのとありますが、ここで言う法定深度とは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年六月七日法律第百十七号)の第二条2」に定める深度300mであるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、定義等についてご教示いただけませんか。	御理解のとおりです。
34	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ③	P3の研究支援業務の内容と、添付資料2の2ページの上段①～④、下段①～⑤の関連が良くわかりませんので、詳しく説明して下さい。	実施方針書3ページに記載した i)～iii)の業務の実施予定場所を、添付資料2の2ページの各深度の水平坑道に示しています。
35	実施方針本文	3	1. (1) 6) ア ③	研究支援業務について 入札参加グループの構成員または協力会社以外の企業が、本事業内容③研究支援業務の一部に携わることは可能でしょうか。	入札参加グループの構成員または協力会社以外の企業(参加表明書に記載のない企業)が業務の一部に携わることは可能です。ただし、参加表明書に記載の企業だけで、2.(7) 2)「入札参加企業の構成員等の資格等要件」を全て満たす必要があります。また、事業の大半を参加表明書に記載のない企業に委ねることは禁じます。これらの詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
36	実施方針本文	3	1.(1)6)ア③	<p>第3段階での研究支援について 説明会(5月7日)で、「研究開発要素の少ない業務が対象」というご説明がありました。具体的にどの業務を対象から除外し要求水準書を作成するのか、方針が決まっていればお聞かせください。 質問の補足 「処分技術開発」や「安全評価手法の高度化へ反映する技術開発」の中には、従来のトンネルや地下発の建設で経験の無いものがあります。例えば、当日配布ppt資料20ページの、地下での物資移行試験、ガス移行試験、熱-水-応力(=化学-微生物)連成試験などは、処分事業特有の研究です。計装に関しても、機器の耐久性やデータの信頼性などを考えると、確立したものは決して多くない状況です。そして、この分野にかかわる人材と経験、ノウハウはJAEA殿に蓄積されています。 VFM(value for money)の視点から、地層処分の研究支援をPFI事業に取り組む難しさは、すでに指摘されていると思いますが、研究支援の具体的な方針を教えていただければと希望します。</p>	追って公表する要求水準書(案)に示します。
37	実施方針本文	4	1.(1)6)ア	<p>業務範囲に含まないものとして、「原子力機構と共同研究契約を締結した研究機関が本件施設において実施する、調査研究業務及びそれに係る測定機器類の維持管理業務」とありますが、原環センターとの共同研究である地層処分実規模設備整備事業など、他の機関との共同研究に伴い必要となる施設整備については、本事業の施設整備業務に含まれるのでしょうか。</p>	共同研究固有の施設整備は含みません。
38	実施方針本文	4	1.(1)6)ア③	<p>原子力機構と共同研究契約を締結した(する予定の)研究機関について、共同研究契約の契約概要及び当該研究機関についてご教示下さい。</p>	平成22年度までに実施した地下施設を利用した共同研究契約について、共同研究先の研究機関とその実施概要を、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
39	実施方針本文	4	1.(1)6)イ	<p>事業(機構殿からの支払い)の継続性の担保方法と、継続が困難になった場合の対応策は具体的にどのようなものなのでしょうか?</p>	本事業へ民活導入を図る旨を中期計画に明記し、第2期中期計画の一部として国の認可を受けています。継続が困難となった場合、別途協議とします。
40	実施方針本文	4	1.(1)6)イ	<p>サービス対価の支払について、機構殿における長期支払債務負担の担保措置についてお教えください。</p>	No.39を御参照ください
41	実施方針本文	4	1.(1)6)イ	<p>原子力機構が選定事業者に対して支払うサービス対価に係る債務負担行為に関して、いつ、どのような方法で、承認もしくは確約されるのか具体的にご教示下さい。</p>	No.39を御参照ください。
42	実施方針本文	4	1.(1)6)イ	<p>原子力機構が選定事業者に対して支払うサービス対価に係る債務負担行為に関して、昨今の行政刷新会議の検討状況等も踏まえると、将来的に予算が縮減され等により、本PFI事業のサービス対価が支払不能に陥る可能性を危惧していますが、そのような事態に陥ることは、可能性として極めて低いのでしょうか。可能性として極めて低い場合は、その理由をご教示下さい。</p>	<p>事業仕分け(H20.11)を受け、文部科学省は、経済産業省との合意として、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本計画(閣議決定)と平仄を合わせ研究坑道掘削工事を継続する旨、ホームページで示しています。また、原子力機構が行う高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発については、「原子力政策大綱」(H17)、「エネルギー基本計画」(H19)及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(H20)等で、その重要性、必要性が示されています。これらのことから本件事業のサービス対価が支払不能に陥る可能性は低いと考えています。</p>
43	実施方針本文	4	1.(1)6)イ	<p>原子力機構が選定事業者に対して支払うサービス対価に係る債務負担行為に関して、当該対価が支払不能に陥るもしくは陥ることが見込まれた場合、その支払に対する補完としてどのような措置を想定されているか、文科省等による財政支援等の可能性も含めてご教示下さい。</p>	No.42を御参照ください。
44	実施方針本文	4	1.(1)6)イ	<p>約8年5ヶ月の事業期間にわたるサービス対価の支払は、独立行政法人の事業計画のなかでどのように担保されるのでしょうか? 国の場合ですと予算における国庫債務負担行為によって担保されます。</p>	No.39を御参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
45	実施方針本文	4	1. (1) 6) イ	サービス対価の支払総額を「平準化」して支払うとのことですが、例えば、本事業開始当初で維持管理業務費及び研究支援費が少額の年度があった場合、平準化して支払うことから施設整備に係るサービス対価の金額が大きくなり、施設整備の出来高以上となることも想定されます。その場合でも、当該年度において出来高以上のサービス対価をお支払い頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	施設整備について、当該年度の出来高を超える支払を行うことはありません。
46	実施方針本文	4	1. (1) 7)	本件施設の維持管理及び研究支援業務を行いながらありますが、当該業務を行う対象は、本件施設に限られるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、前施工業者が施工した施設(本実施方針において、当該施設の定義はない)の維持管理(修繕含む)、研究支援は機構自らが行うとの理解でよろしいでしょうか。機構が行わず事業者が行う想定である場合、特に修繕業務が前施工業者の瑕疵によるものか、劣化等によるものかの切り分けが困難な場合が多いため、修繕業務だけでも本事業の事業範囲から外していただけないでしょうか。外していただけない場合は、事業者に過度なリスク転嫁であると思料しますので、その理由をご教示いただけないでしょうか。	No.6を御参照ください。
47	実施方針本文	4	1. (1) 7)	整備した本件施設の所有権を定期的に原子力機構へ引渡す方式とするとありますが、定期的には具体的にどのような頻度を想定しておられ、その想定と施設整備に係る対価との関係について、ご教示いただけませんか。(この部分の詳細が不明なままでは、金融機関からの融資が可能かどうかの金融機関の検討が進まず、本件のように短期間で提案を求められている案件においては、早期の融資可否の見通しを立てることが不可欠であるとの認識で、質問しております。)	引渡しは、1回/年ないし2回/年を予定しています。施設整備の対価の支払いについての考え方は、実施方針書(添付資料4)「サービス対価の支払い方法(案)」を御確認下さい。詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
48	実施方針本文	4	1. (1) 7)	施設整備期間中、定期的に所有権を貴機構に引き渡すこととなっておりますが、その頻度はどの程度を想定していますか。また、それは施設整備対価の支払いとリンクするもの(公共工事における既済部分検査に相当するもの)でしょうか。	No.47を御参照ください。
49	実施方針本文	4	1. (1) 7)	本事業の実施に必要な範囲を無償で貸与して頂く中で、宿舍の用に供する土地は含めないとありますが、有償でしたら貸与して頂けるのでしょうか、或いは、計画地以外で事業者側で準備しなければならないのでしょうか。	宿舍の用に供する土地は有償無償を問わず、貸与しません。
50	実施方針本文	4	1. (1) 7)	「本施設の所有権を定期的に原子力機構に引き渡す」と記載されていますが、文字通り、例えば3ヶ月毎という意味でしょうか?	No.47を御参照ください。
51	実施方針本文	4	1. (1) 7)	整備した本件施設の所有権とは、具体的にどのような資産の所有権を指すのか、ご教示下さい。	引渡し対象となる、立坑及び水平坑道の所有権を指します。ちなみに、機械設備は引渡し対象となりません。
52	実施方針本文	4	1. (1) 7)	所有権を定期的に原子力機構へ引渡す方式とありますが、その引渡しについて、具体的な方法、時期(周期)についてご教示下さい。	引渡し方法については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。なお、引渡し頻度については、No.47を御参照ください。
53	実施方針本文	4	1. (1) 7)	土地以外で、選定事業者が賃借できる資産がある場合、当該資産内容、所有者(賃貸人)、賃借方法等、具体的にご教示下さい。(例えば、土地以外で現存する地下施設、地上設備、機械設備等について、どのようなかたちで選定事業者が利用できるのか)	土地以外に機構から選定事業者に対して賃借する資産はありません。
54	実施方針本文	4	1. (1) 7)	土地を無償で貸与するとありますが、当該土地の範囲については、平成22年度上期までの整備範囲を含み本事業実施において必要となる地下も対象という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
55	実施方針本文	4	1.(1)7)	整備した本件施設の所有権を定期的に原子力機構へ引き渡す方式とありますが、添付資料4の施設整備対価の「構成される費用の内容」に「工事用仮設備の調達・設置」とありますが、機械設備等も所有権を引き渡すのでしょうか。ご教示願います。	No.51を御参照ください。
56	実施方針本文	4	1.(1)7)	「定期的に・・・へ引き渡す方式」とありますが、「定期的」について具体的な期間、または期間の考え方を教えてください。	No.47を御参照ください。
57	実施方針本文	5	1.(1)10)ア⑦、⑩	事業に必要と想定される根拠法令等が提示されておりますが、ここでの①～⑩の並びは、法令適用の優先順位を表しているかと理解してよろしいでしょうか。また、本件施設整備業務のように、立坑工事が含まれる場合は、まれに「鉱山法」も根拠法令に含まれる場合がありますが、本件には含まれないという解釈でよろしいでしょうか。あるいは⑩ 本事業を行うに当たり必要とされるその他すべての関係法令・規則、条例等に含まれていると理解すべきでしょうか。鉱山法と⑦労働安全衛生法では、安全基準が大きく異なり、工事計画にも差異を生じることが予想されるため、質問させていただきました。	事業に必要と想定される法令等を、適用の優先順位とは無関係に例示したものです。なお、本事業は鉱物等の掘採等を行うものではなく鉱業法や鉱山保安法が適用されるとは考えておりませんが、仮に、担当官庁において適用されるものと判断される場合には、⑩の関係法令・規則、条例等に当たるといったこととなります。
58	実施方針本文	5	1.(1)10)イ	次に掲げる北海道、幌延町との協定書および確認書並びに北るもい漁業協同組合との協定書および確認書を締結しているとありますが、当該協定書および確認書は、いつどこで開示いただけるかご教示いただけませんか。(選定事業者は、協定書並びに確認書の内容を踏まえたうえで～とありますので、少なくとも入札公告時点には開示いただけると認識し、質問しております。)	幌延深地層研究センターのウェブサイトの情報公開ページ(http://www.jaea.go.jp/04/horonobe/kyouteikakunin.html)に掲載しています。
59	実施方針本文	5	1.(1)10)イ	①～④にある北海道、幌延町、北るもい漁業協同組合との間の協定書及び確認書を公表して頂けないでしょうか。	No.58を御参照ください。
60	実施方針本文	5	1.(1)10)イ	実施方針説明会において配布された資料(p.12)の中で、幌延町における深地層に関する協定書(抜粋)があり、第10条で「雇用その他を地元優先で行うなど地域振興に積極的に協力する」とありますが、提案書の審査において、地域振興等は評価されるのでしょうか。	評価します。具体的な評価の仕方は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
61	実施方針本文	5	1.(1)10)イ	選定事業者が原子力機構との事業契約、業務要求水準等を遵守し業務履行している場合においては、地域との協定書及び確認書の内容(将来変更された場合も含み)に基づく原子力機構としての責任、費用を含めたりリスク負担は選定事業者には遡及しないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
62	実施方針本文	5	1.(1)10)イ	本事業の取組み検討にあたり、地域との協定書及び確認書の内容について確認させて頂きたく、入札前の出来るだけ早い段階で公表することをご検討願います。	追って公表する要求水準書(案)に示します。
63	実施方針本文	5	1.(1)10)イ	「幌延町における深地層研究に関する協定書」第2条等に規定されている通り、本事業では放射性廃棄物は一切取り扱わず、放射性廃棄物を起因とする環境問題や住民問題は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
64	実施方針本文	5	1.(1)10)イ①～④	①～④に記載の地元地域と締結している協定書、確認書の内容についてはどの段階で開示いただけるのでしょうか(早い時期での開示をお願いします)。	No.58を御参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
65	実施方針本文	8	2. (1)	<p>・「総合評価落札方式」にて落札者を選定するとありますが、総合評価の具体的な方法は入札説明書にて提示されますか？</p> <p>・施設整備、維持管理及び研究支援に係る「対価の額」と「能力」により選定するとありますが、具体的には、除算方式ですか、加算方式ですか、それ以外の方式ですか？</p> <p>・「対価の額」というのは対価の合計金額ですか？また、「能力」の評価の具体的な方法は入札説明書にて提示されますか？</p>	<p>具体的な選定方法を記した落札者決定基準については、入札公告時に公表する入札説明書等に示す予定です。</p>
66	実施方針本文	8	2. (1)	<p>「施設整備」に係る対価の算定において、既存設備の扱いは以下のどれでしょうか。</p> <p>①既存設備一式は機構にて前施工業者より買取り、価格を明示したうえで応募者に提示する。</p> <p>②既存設備一式は、前施工業者より直接引き継いで使用する。</p> <p>③機構が買取った上で提供する設備と、前施工業者から直接引き継ぐ設備がある。</p> <p>上記に該当しない場合は、扱いをご提示ください。</p>	<p>第Ⅰ期工事で構築された各種システムを含む仮設備等を現施工会社から継承し使用することを標準として想定していますが、これを指定するものではありません。詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。(①及び③の可能性は、ありません。)</p>
67	実施方針本文	8	2. (1)	<p>「施設整備」に係る対価の算定において、既存設備を前施工業者から引き継いで使用する場合、既存設備について下記内容を入札説明書等で明示いただけますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に用いることが可能な設備のリスト ・個々の設備ごとの対価の算定における評価額 ・個々の設備ごとの整備点検記録、継続使用に当たっての整備・補修の必要性及び整備費用(費用を明示いただけない場合は、費用算出のために必要な、設備の状態がわかる資料) 	<p>引継ぎに必要なとなる情報については、入札公告時に公表する入札説明書に示します。</p>
68	実施方針本文	8	2. (1)	<p>「施設整備」に係る対価の算定において、既存設備を前施工業者から引き継いで使用する場合で、既存設備について下記内容を入札説明書等で明示いただけないとき、応募者間で公平な競争ができません。具体的には、既存設備の状況を把握している前施工業者のほうが正しい対価を評価できることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に用いることが可能な設備のリスト ・個々の設備ごとの対価の算定における評価額 ・個々の設備ごとの整備点検記録、継続使用に当たっての整備・補修の必要性及び整備費用(費用を明示いただけない場合は、費用算出のために必要な、設備の状態がわかる資料) <p>上記を明示されない場合、公平な競争条件を確保するための方策をお示しください。</p>	<p>No.67を御参照ください。</p>
69	実施方針本文	8	2. (1)	<p>本件施設の施設整備、維持管理及び研究支援に係る対価の額とありますが、業務を行う対象は、本件施設に限られるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、前施工業者が施工した施設(本実施方針において、当該施設の定義はない)の維持管理(修繕含む)、研究支援は機構自らが行うとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>機構が行わず事業者が行う想定である場合、特に修繕業務が前施工業者の瑕疵によるものか、劣化等によるものかの切り分けが困難な場合が多いため、修繕業務だけでも本事業の事業範囲から外していただけないでしょうか。外していただけない場合は、事業者には過度なリスク転嫁であると思料しますので、その理由をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>No.6を御参照ください。</p>
70	実施方針本文	8	2. (2)	<p>落札者の選定が平成22年10月頃、事業契約締結が平成22年11月頃となっておりますが、SPCの組成手続きに1ヶ月半程度かかるため、現状のスケジュールは非常に厳しいと思料いたします。SPCの登記手続きは事業者ではコントロールできないことをご考慮いただき、落札者決定日を10月上旬に、事業契約締結日を11月下旬にさせていただくようお願いできませんでしょうか。</p> <p>なお、入札公告から提案までの期間も、非常に短くなっていますので、上記のとおり落札者決定日を前倒しいただける場合であっても、提案書の提出期限の前倒しは行わないでいただけないでしょうか。</p>	<p>御意見として、検討します。</p>

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
71	実施方針本文	8	2. (2)	「第一次審査書類の受付」は、P.9にある「参加表明書、資格確認申請の受付」という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
72	実施方針本文	9	2. (7) 1)	入札参加者の参加要件等で本事業にかかわる設計業務に従事した企業は参加できないとありますが企業名をお教えてください。	(株)日建設計、(株)ニュージェックです。
73	実施方針本文	9	2. (7) 1)	なお、原子力機構が発注した本事業に係る設計業務(全体設計を含む)に従事した企業は、本事業に入札参加者または協力企業として参加できないものとするがありますが、入札参加グループの組成を検討するにあたり、当該企業名をご教示いただけませんかでしょうか。	No.72を御参照下さい。
74	実施方針本文	9	2. (7) 1)	「入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、本事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、また請け負うことを予定している者(以下協力会社という。)についても、参加表明書において協力会社として明記し、次の要件を満たすこと。」とありますが、選定事業者は多岐にわたる業務を担当すると思われるので、協力会社としては多分野にわたり多数の協力会社を使う必要があると思います。協力会社については参加表明書において記載しなくてもよいでしょうか。事業開始後、記載しない業者を下請け会社として選定し使用することはできますでしょうか。	No.35を御参照ください。
75	実施方針本文	9 ,10	2. (7) 1) イ	施工(土工事、コンクリート工事等)を行う協力会社に関しても、「イ 原子力機構における一般競争参加資格の認定を受けていること。」が参加要件ですか。	御理解のとおりです。
76	実施方針	9	2. (10) 2)	入札参加グループの構成員の最低出資比率はどの程度でしょうか？	最低出資比率は設けておりません。
77	実施方針本文	10	2. (7) 1) ウ	「入札書の開札が終了するまでの間に」とありますが、「入札書の開札が終了する」時期とは、2.(2)の選定の手順及びスケジュールのうち、どの時期に相当するのでしょうか。「第2次審査書類の受付」と同時期という理解でよろしいでしょうか。	落札者決定の流れについては、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
78	実施方針本文	10	2. (7) 1) カ	PFI事業審査委員会の委員が属する企業等は参加できないとありますが、当該委員はいつ頃公表される予定でしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
79	実施方針本文	10	2. (7) 2)	「入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のうち施設整備、維持管理及び研究支援の各業務に当たる者は…」と記載されていますが、構成員/協力会社に関する条件(例①各業務に当たる者は必ず1社は構成員であること、例②研究支援に当たる者は協力会社のみであっても良い、等)はないのでしょうか？	No.35を御参照ください。
80	実施方針本文	10	2. (7) 2) ア	「施設整備および維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。」と記載されていますので、「維持管理にあたる者」の要件は、施設整備にあたる者の要件と全く同じ(続く頁11の①②③の内容)と理解してよろしいですか？	御理解のとおりです。
81	実施方針本文	11	2. (7) 2) ア ② i)	(平成22年3月31日までに完了見込みの工事を含ま。)とありますが、完了見込みとは具体的に何を指すのか、ご教示いただけませんかでしょうか。(当該日付が既に経過しているため、質問しています。)	現時点で完了しているので、「完了」に修正します。
82	実施方針本文	11	2. (7) 2) ア ② i)	「平成22年3月31日までに完了見込みの工事を含ま。」とありますが、当初契約工期が既に過ぎており、立坑部分は既に掘削終了しているにもかかわらず設計変更で工期が延長になっている工事は、実績として認められますでしょうか。	契約の工期に係わらず、工事の完了は実績として認めます。また、「平成22年3月31日までに完了見込み」は現時点で完了しているので、「完了」に修正します。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
83	実施方針本文	11	2. (7) 2) ア ② i) (ア)	「深さ概ね200m以上、内径概ね4m以上の立坑掘削工事」とありますが、立坑、空洞および地下施設が垂直に連続しており、それらを合計して200mに達する場合も該当しますでしょうか。	不連続であっても、立坑口に対する立坑先端深度が概ね200m以上の場合は、当該実績に該当します。
84	実施方針本文	11	2. (7) 2) ア ③	工事を複数の企業が共同して(共同企業体で)実施する場合、その構成員のすべての企業から当該要件を満たす技術者を配置する必要があるのでしょうか。共同企業体として1名の技術者を配置すればよろしいのでしょうか。	事業者として、1名配置してください。
85	実施方針本文	11	2. (7) 2) ア ③	①審査値及び②工事实績については、複数の企業で共同して実施する場合の取り扱いが明記されていますが、③配置予定技術者については、その明記がありません。共同して実施する企業のいずれかから1名を配置すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No.84を御参照ください。
86	実施方針本文	11	2. (7) 2) ア ③ ii)	(平成22年3月31日までに完了見込みの工事を含む。)とありますが、完了見込みとは具体的に何を指すのか、ご教示いただけませんか。(当該日付が既に経過しているため、質問しています。)	No.81を御参照ください。
87	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ	研究支援に当たるものは次の条件を満たすこととあり、①と②が示されていますが、共同企業体で参加する場合は、構成員のいずれかが要件を満たせばよろしいのでしょうか。それとも、構成員全てを満たす必要がありますか。	各構成員毎に、担当する研究支援業務の項目に対応した分野の受託実績が必要であることを意味します。
88	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ	研究支援に当たる者の要件①について、何らかの「地層処分研究開発/深地層の科学的研究に係る業務」を受託した実績が1件でもあれば実績と見做されますか? また要件②については、別用途の坑道内での同種の作業の実績も実績と見做されますか?	No.93を御参照ください。
89	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ	研究支援にあたる者は、現場に常駐が必要なのでしょうか? 研究支援にあたる者は、日常どのような業務を行うのか具体的にご説明下さい。	個別の研究支援業務を専門とし、要求水準を確保できる能力を有する研究者または技術者の常駐は必要ありません。ただし、研究支援業務の原位置での実施期間において、作業管理や安全管理を行う責任者の常駐は必要です。なお、ボーリング調査や計測機器類の設置等の一連の作業が終了し、連続観測を行う段階においては、計測機器類の点検やデータ回収の際にのみ、作業管理や安全管理を行う責任者が必要となります。
90	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ ①	「本件に従事できる研究者または技術者を配置できること」とありますが、配置できることとは幌延の事業地に常駐することを意味するのでしょうか?	No.89を御参照ください。
91	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ ①	「高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発である地層処分研究開発/深地層の科学的研究に係る業務の受託実績を有し、」とありますが、「/」の意味は「または」ととっていいのでしょうか。	No.87を御参照ください。
92	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ ①	「高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発である地層処分研究開発/深地層の科学的研究に係る業務の受託実績を有し、」とありますが、「業務の受託実績」には役務作業も含まれますでしょうか。委託研究だけでしょうか。	役務業務も含まれます。
93	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ ②	「データ取得に必要な研究坑道内における作業(坑道壁面調査、ボーリング調査等)の実績を有し」とありますが、この場合の「研究坑道」は、日本原子力研究開発機構の瑞浪、幌延の研究坑道に限定されるものと考えてする必要がありますでしょうか。呼称が「調査横坑」または「調査坑」となっている坑内で同様な調査を行った事例も含まれますでしょうか。	原子力機構の瑞浪、幌延の研究坑道での実績に限定するものではありません。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
94	実施方針本文	11	2. (7) 2) イ ②	「データ取得に必要な研究坑道内における作業(坑道壁面調査、ボーリング調査等)の実績を有し」とありますが、この場合実績の証明書類としては、契約書が必要でしょうか。自社研究として実施した場合には発表論文でも可能でしょうか。	業務で実施した場合には契約書の写し等を、自社研究として実施した場合には発表論文を、それぞれ、実績の証拠書類とします。
95	実施方針本文	12	2. (8) 1)	PFI審査委員会を設置するとありますが、当該委員会の委員を早期にご教示いただけませんか。(前述の(7) 1) カにおいて、参加の制限が課されているため、入札参加グループの組成を検討するにあたり、当該委員を把握したく、質問しております。)	PFI審査委員会の外部委員は以下のとおりです。 安登 利幸 亜細亜大学大学院教授 大久保 誠介 東京大学大学院教授 金子 勝古 北海道大学大学院教授 建山 和由 立命館大学教授
96	実施方針本文	12	2. (8) 2)	「また、落札者については、事業契約締結までに上記1) 及びア、イの参加資格要件を欠くような事態」との記載がありますが、「ア、イ」の意味は、「(7) 2) ア、イ」との理解でよろしいですか?	御理解のとおりです。
97	実施方針本文	12	2. (8) 2)	「PFI事業審査委員会において、落札者を選定するまでの間に、……又は原子力機構から指名停止措置を受けた場合」と記載されていますが、「指名停止措置」とは、(7) 1) ウと同じく「北海道地区」における指名停止」と理解してよろしいですか?	御理解のとおりです。
98	実施方針本文	12	2. (8) 2) イ	第二次審査項目の内、②基礎項目と③加点項目は何を想定していますか。ご教示いただけませんかでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
99	実施方針本文	13	2. (10) 2)	特別目的会社の設立に際し、資本金の額に条件はありますか。	資本金の金額に条件はありません。
100	実施方針本文	13	2. (10) 2)	なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は100%としますが、当該構成員は施設整備、維持管理及び研究支援以外の業務(SPCのマネジメント業務等)や、専ら出資のみを行う者であっても良いとの理解でよろしいでしょうか。その場合、当該構成員の参加資格要件は、2.(7) 1) のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	SPCのマネジメント業務等、施設整備・維持管理及び研究支援業務以外の業務を行う者は構成員として参画することは可能です。このとき、2.(7) 2) 「入札参加企業の構成員等の資格等要件」が満たされる必要があります。ただし、専ら出資のみを行う者の参加は認めません。
101	実施方針本文	13	2. (9)	予定価格は公表して頂けるのでしょうか。仮に本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合等には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すとありますが、その場合は入札に要した費用を負担して頂けるのでしょうか。	予定価格の公表予定はありません。 特定事業の選定を取り消す場合も入札に要した費用は負担しません。
102	実施方針本文	13	2. (9)	予定価格は事前に公表されるのでしょうか。	No.101を御参照ください。
103	実施方針本文	14	2. (11) 1)	ただし、本事業において公表及びその他原子力機構が必要とみとめる場合には、原子力機構は提案書の全部又は一部を使用できるものとするがありますが、提案書には事業者(個別の構成員、協力企業を含む。)のノウハウや秘密情報が含まれているため、使用や公表にあたっては事前に事業者の了解を得るとしていただけませんかでしょうか。そうでない場合は、理由をご教示いただけませんかでしょうか。	ノウハウや秘密情報については了解をとることを前提とします。
104	実施方針本文	14	2. (11) 2)	原則として、提案を行った入札参加者が負うとありますが、添付資料3のリスク分担表の知的財産権侵害リスク(番号23)の備考欄に、機構が提示した設計図書における知的財産権等の侵害等については、機構が当該リスクを負担するとの記載があります。本項にも、同様の記載をしていただけませんかでしょうか。していただけない場合は、その理由をご教示いただけませんかでしょうか。	本項の対象は、入札参加者の提案内容に含まれる知的財産権であり、実施方針書(添付資料3)「リスク分担表(案)」のリスク番号23の設計図書等、機構が提示する資料が含まれることはありません。従って、機構がリスクを負担する旨の記載をすることにはなりません。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
105	実施方針本文	14	3. (1) 1)	機構殿が責任を負うこととする場合の「合理的理由」の具体例をご提示いただけませんか？不明瞭な表現ですので、後の紛争につながる恐れがあるように思います。	実施方針書(添付資料3)「リスク分担表(案)」において機構のリスクとして提示した内容が、御質問の例です。
106	実施方針本文	14	3. (1) 3)	「・・・リスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則として、責任を負う者が全額負担する。・・・」とありますが、落札後に分担に疑義が出た場合は協議されるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
107	実施方針本文	15	3. (3)	施設整備期間中における履行保証保険契約は施設整備にかかわる建設工事に対して行なうという理解でよろしいでしょうか。	施設整備期間中における履行保証保険契約については、建設工事及び仮設備の維持管理を対象とすることとします。なお、契約締結は着工までとします。詳細は、入札公告時に示す入札説明書等に示します。
108	実施方針本文	16	6	本事業の継続困難となった場合の事業契約解除について、(1)及び(2)の場合も、(3)と同様に契約の一部解除があるのでしょうか。	一部解除がある可能性も考慮しております。詳細は入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
109	実施方針本文	16	6	(1)の「選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合」に、機構は事業者には損害賠償の請求等を行うことができるとの記載がありますが、所謂「違約金」の設定はされるのでしょうか。事業のリスクの大きさを把握するために、ご質問差し上げるものです。(資金調達のために、金融機関にリスクの大きさを説明する必要がありますことをご理解下さい。)	違約金の設定は行います。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
110	実施方針本文	16	6. (1) ,(2) ,(3)	事業契約が解除された場合において、解除事由に係らず、解除時まで選定事業者が本件施設の施設整備に要した費用は、原子力機構から支払われるという理解で宜しいでしょうか。具体的な支払額の考え方について以下理解で良いか含めてご教示下さい。①施設整備期間中は解除時までの施設整備に要した費用から既に原子力機構から支払われた施設整備対価(一部支払)を控除した額、②施設整備完了後は施設整備に係る対価の未払い金額(支払残額)	解除時まで要した費用負担のあり方については、御理解のとおりです。具体的な支払額の考え方については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。ただし、解除原因が事業者の責に帰す場合は、違約金等による相殺等の措置が生じます。
111	実施方針本文	16	6. (2) ,(3)	本事業が継続困難となり事業契約解除となった場合について、損害賠償については記載がありますが残債務の支払方法について記載がありません。残債務の支払方法についてお教えください。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
112	実施方針本文	16	6. (4)	原子力機構は、選定事業者からの要請に基づき、本事業の継続性をできるだけ確保する目的とありますが、できるだけ確保するとは、具体的に何を意味するのかご教示いただけませんか。(添付資料3のリスク分担表記載の政策リスク(番号24)の備考欄に記載されている国の予算などに関する承認が得られない可能性があることによる表記でしょうか。)	選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるPFI事業契約の解除権行使を融資金金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金金融機関等による選定事業に対する一定の介入を可能とし、本事業の継続性を確保することを意味します。
113	実施方針本文	17	7. (2)	「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)(平成22年4月1日～平成27年3月31日)」における「中期目標の期間を超える債務負担」の項(43頁)を拝見しますと、「研究開発を行う施設・設備の整備等が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。」とありますが、本事業にかかる債務負担が当該対象に含まれていることを確認することができる書面をご教示頂けますでしょうか。	No.39を御参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
114	実施方針本文	17	7. (2)	「独立行政法人日本原子力研究開発機構の平成22年度の業務運営に関する計画(年度計画)(平成22年4月1日～平成23年3月31日)」における「経費の合理化・効率化」の項(37～38頁)を拝見しますと、「幌延深地層研究計画に係わる研究坑道の整備等について、民間活力導入の準備を進め、その実現を図る。」とあり、これが本事業に係る記載と拝察いたしますが、貴機構として予算措置について具体的に言及された書面をご呈示頂けますでしょうか。	御指摘のとおり、機構の中期計画に本事業へ民活導入を図る旨明記し、第2期中期計画の一部として国の認可を受けています。本件の実施に当っては通常の契約と同等の機構内手続きを講じています。
115	実施方針本文	17	7. (2)	平成11年4月27日付で中央省庁等改革推進本部決定として「中央省庁等改革の推進に関する方針」が公表されています。現行の貴法人の発足は当該方針の公表後ですが、①貴法人も、独立行政法人日本原子力研究開発機構法等に基づき本方針の対象に含まれ、かつ、②本方針の内容について特段の変更はない(特に、「Ⅲ 独立行政法人制度関連、21. 財源措置」について)、という理解でそれぞれよろしいでしょうか。	機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法に基づき設立されております。「中央省庁等改革の推進に関する基本方針」は、独立行政法人通則法等、独立行政法人制度の関係法令を補足する運用事項を記載してあるものですので、機構は、この基本方針の枠組みのなかにあります。したがって、御理解のとおりで差し支えありません。
116	実施方針本文	17	8. (2)	入札参加者の入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とするとありますが、今般行われている行政刷新会議の事業仕分けの対象独立行政法人となっていることもあり、今後の状況によっては昨年度入札公告された国の他の案件のように、入札中止となる可能性も払拭できません。PFI事業の応札にあたっては、他の公共工事以上に多大な時間とコストが必要な現状を鑑みていただき、国の事情により入札が中止された場合は、入札にかかる費用を国が負担していただく旨、明記いただけませんかでしょうか。明記いただけない場合は、その理由をご教示いただけませんかでしょうか。	No.2を御参照ください。
117	添付資料2	1		「※この図はイメージであり、今後の調査研究の結果次第で変わることがあります。」とありますが、当該変更に伴い本事業の範囲の変更もあり得ると解釈でよろしいでしょうか。	本事業の範囲については変更を想定していません。
118	添付資料3			地質データが当初の想定と大幅に異なり、施工方法や残土処分方法などが変更とならざるを得なくなった場合のリスク分担はどこに含まれますか。	機構が提示した調査結果や設計図書の不備に起因して生じるリスクはリスク番号40、42に対応します。突発的な湧水、ガス噴出、落盤等の不可抗力的な事象の発生によるリスクはリスク番号12に対応します。
119	添付資料3	1	2	「機構の支払いの遅延に関する責任」は機構のリスク負担であり「機構は事業者に遅延利息を支払う」との記載がありますが、機構が支払いを行わない場合は、国がその債務を負うとの理解でよろしいでしょうか。(機構が破綻しているか否かに関わらず、機構が債務を履行しないという状況を前提とした質問です。)	機構と国とは法人格を異にしますので、仮に、機構が債務を履行しない場合に、国がその債務の履行の責に任ずるということはありません。No.2及びNo.39も御参照ください。
120	添付資料3	1	4	本事業の施設整備業務の大半は掘削工事であり、同種工事においては、突発的な湧水・ガス噴出等の事象が発生する可能性が高く、工事のコストが増額する可能性が通常の建設工事よりも高いと思われます。資金調達の観点から「いくら調達したら良いのか」把握が難しいという課題があります。上記の突発的事象に起因して工事コストが増加した場合には、機構が当該増加コストを(割賦ではなく)一括で事業者にお支払頂けるとの理解でよろしいでしょうか。(割賦でお支払となると、資金調達額(枠)を増額する必要が生じ、既に事業者が金融機関と融資契約を締結済みの段階では、その金額変更が極めて困難であることからご質問するものです。また、割賦の期間を長くすることになりますと、同様に、資金調達の仕組みを変更することとなり、やはり対応は極めて困難になりますことをご理解下さい。)	本事業の対象領域の地質環境はこれまでの調査で充分把握されており、これまでの地下施設整備においても想定外の重大事象には遭遇していないことから、工事のコストが増大する可能性は高くないと言えます。
121	添付資料3	1	5,6	備考欄に、(施設整備完了日の2営業日前を予定)とありますが、施設整備完了日(予定日)とは、施設整備の期間の終期である平成27年3月を指すとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
122	添付資料3	1	7	施設整備期間は4年4ヶ月、維持管理期間と研究支援期間は8年4ヶ月と期間が長いので、通常の公共工事およびPF I 事業における物価上昇リスクの負担(発注者〇<一定の範囲を超えるもの>、事業者〇<一定の範囲まで>)と同じ考え方にすべきではないでしょうか？	御意見として、検討します。
123	添付資料3	1	7	物価上昇リスクがすべて事業者負担とされていますが、事業期間に亘りすべてのリスクを事業者負担にされることは、事業者にとって過度なリスク転嫁であると思料します。施設整備については、施設整備期間中は出来高に応じた支払いで、その後は割賦払いになる建て付けであり、従来の公共工事に類似している点があることから、公共工事標準約款第25条と同様のリスク分担に見直していただけないでしょうか。見直していただけない場合は、その理由をご教示いただけませんか。また、維持管理、研究支援については、他のPFI事業と同様、何らかの指標を用いて毎年サービス購入料を見直す建て付けに変更していただけないでしょうか。変更していただけない場合は、その理由をご教示いただけませんか。	御意見として、検討します。
124	添付資料3	1	9	リスクの内容欄に、施設の引渡し前にとありますが、ここで言う引渡しとは「定期的に原子力機構に引渡し」との規定で引渡された施設は、引渡し済として、本項のリスクに含まれないとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、その理由をご教示いただけませんか。	御理解のとおりです。ただし、引き渡された施設は、維持管理業務の対象となり、当該業務に関するリスク項目が適用されます。
125	添付資料3	1	9	「一般的損害」という言葉の定義が曖昧のため、具体的にご教示下さい。また、備考欄に「損害は保険等により補填された部分を除く」とありますが、機構の帰責によるもの場合は、事業者で付保した保険を使用することはできないと思料いたしますが、あくまで機構の帰責による損害(施設損傷、第三者損傷等)は、機構が全てを負担するとの理解で宜しいでしょうか。	一般的損害については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
126	添付資料3	1	12	備考欄に、「機構が過分の費用を負担する必要がある場合には、機構は事業契約を解除できる」とありますが、この場合でも、契約解除前に発生した災害等による費用又は損害は、貴機構にて負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のような場合であっても、不可抗力による契約解除として、事業契約書に定める負担割合までの損害は事業者の負担となります。
127	添付資料3	1	12	備考欄に、なお、機構が過分の費用を負担する必要がある場合には、機構は事業契約を解除できるものとするがありますが、解除した場合は、実施方針16ページ6.(3) 2)に従い、事業者が生じる損害を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
128	添付資料3	1	12	不可抗力が発生し、建設期間において施設整備費の1%を超過する損害等が生じた場合等、当初計画では見込んでいなかったものの、貴機構が負担すべき増加費用が発生した場合の予算措置はどのように行われるのでしょうか(予算の組み換えを行い、他事業の予算等を充当することになるのでしょうか)。なお、貴機構の経理区分は一般勘定、電源利用勘定及び埋設処分業務勘定に区分されているものと思いますが、本事業のサービス対価はどの勘定から支払われることとなるのでしょうか。上記のように、突発的に貴機構が負担すべき増加費用及び損害が発生した場合には、経理区分を超えた予算の組み換え等は可能と考えて宜しいでしょうか。また、本事業に係る長期債務負担行為は、中期計画の「中期目標の期間を超える債務負担」に記載されるものと考えて宜しいでしょうか(事業契約締結時には、中期計画を変更されるとの理解で宜しいでしょうか)。	国から原子力機構に交付される運営費交付金をもって充当します。また、No.114を御参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
129	添付資料3	1	12	本事業の大部分は立坑・水平坑の掘削工事であると理解しておりますが、施設整備に係る費用については、最大当該費用の1%を事業者が負担するとの記載があります。掘削工事においては、突発的な湧水・ガス噴出、落盤など「リスク内容」欄に記載の事象が発生する可能性が高いと思われます。同種工事の(PFIではない)従来型発注の場合の不可抗力リスクは発注者負担が一般的です。本リスク分担は、事業者の負担が過大であると思いますが、本リスク分担の趣旨についてご教示下さい。	リスクの具現化の可能性を御判断いただき、それに応じた価格を御提案下さい。
130	添付資料3	1	13	備考欄に、ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、機構は契約解除できるものとするがありますが、解除した場合は、実施方針16 ページ6.(3) 2)に従い、事業者が生じる損害を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
131	添付資料3	1	16	本事業における施設整備、維持管理又は研究支援に特別にまたは典型的に影響を及ぼす税制の変更または新設による増加費用について、税制の変更または新設による増加費用は機構負担とならないのでしょうか？	「本事業における施設整備、維持管理又は研究支援に特別にまたは典型的に影響を及ぼす税制の変更または新設による増加費用」は、そもそも上記規定の業務に従事する者が当然に負担すべき税負担である以上、事業者の負担となります。
132	添付資料3	2	22	事業者が行う許認可の遅延に関する責任について、「事業者が行う許認可」とは、どのようなものを想定すればよいのでしょうか？	事業者が行う許認可として、労働安全衛生法、水質汚濁防止法、電気事業法等に基づく許認可を想定しています。
133	添付資料3	2	24	機構側のリスクとして、「国の予算等に関する承認が得られない場合を含む。」とありますが、万が一、国の予算が得られなかった場合、サービス対価の支払はどのように行われるのでしょうか。	No.119を御参照ください。
134	添付資料3	2	24	政策リスクは機構負担とされており、備考欄に国の予算等に関する承認が得られない場合を含むとの記載があります。国の予算等に関する承認が得られず、機構がリスクを負担される場合、その財源の保証について、どのようにお考えかご教示いただけませんか。(債務負担行為額の設定を行われていないと史料しており、財源の保証(例えば文部科学省の保証など)がなければ、金融機関からの融資を受けることが極めて困難なため、質問しております。)	No.2及びNo.39を御参照ください。
135	添付資料3	2	27	瑕疵に起因する増加費用が事業者負担となっておりますが、既設部分のリスクは機構負担ではないのでしょうか？	既施工施設の瑕疵等のリスクはリスク番号53で示す通り、原子力機構が負担します。
136	添付資料3	2	29	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係わる責任及び費用について、「近隣住民の生活環境に与える影響の調査費」は機構負担ではないのでしょうか？	当該調査に係る費用は、本事業の事業費に含まれるものとします。事業に係る環境保全対策については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
137	添付資料3	2	29	リスク番号29(近隣対策リスク)について、本事業の実施による近隣環境に与える影響として、想定されている影響がありましたらご教示ください。	工事用機械及び車両の走行等による騒音・振動及び粉じん等を想定しています。
138	添付資料3	2	31	超深度の立坑を掘削することで、周辺の地下水位の低下は避けられないと考えます。井戸がかわれないまでも水量の低下などの苦情に対するリスクはこれに該当しますか。例えば、上記が該当する場合、このようなリスクは機構の負担としていただけませんか。	要求水準が満たされる限りにおいて、損失は機構の負担とします。ちなみに、要求水準が満たされる限り、周辺住民に不利益を与えるような地下水の低下はないと想定しています。
139	添付資料3	2	32 ,33	「事業内容」と「事業者が実施する業務」の仕分けが明確では無いように思えます。前者は「計画」、後者は「行為」と理解することが可能かもしれませんが、たとえば、「坑道内で実施する透水試験」に対して、住民から「有害物質を使用しているのではないか」とクレームがついて試験を一時中断せざるをえなくなった場合、どちらに相当するのでしょうか。	「事業内容」と「事業者が実施する業務」の区別は、御理解のとおりです。御質問のクレーム例については、事業者においてかかる疑念の払拭に必要な対応を適時・的確に行っていた上で、なお試験中断といった事態を惹起した場合(事業者の責めに帰すべからざる事由により当該事態が生じた場合)の損失は、機構の負担とします。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
140	添付資料3	2	33	「本契約に基づき事業者が実施する業務に対する住民の反対運動、訴訟による責任」とありますが、事業者の実施する業務に対する住民の反対運動とはどのようなことを想定されておられますか？ 事業者は要求水準書など機構が示した入札図書に定められた業務を実施するだけであり、基準等を満たさない場合や、違反した場合は別として、業務そのものが住民の反対や、訴訟にさらされることは想定し難いと考えられます。	事業者が要求水準を逸脱すること等により、住民から反対運動や訴訟を提起されるような事態についてのリスクです。
141	添付資料3	2	33	「本契約に基づく事業者が実施する業務に対する住民の反対運動、訴訟による責任」とありますが、想定される事象が御座いましたらお教え下さい。	No.140を御参照ください。
142	添付資料3	2	34	備考欄に、通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でない認められた部分については機構が、その他については事業者が支払うとありますが、このような抽象的な表現ではコンテンツンジェンシーを見積ることが困難なため、事業者負担となる場合の基準(具体的な金額や事業費等に対する比率など)を、ご教示いただけませんか？ ご教示いただけない場合は、事業者に過度なリスク転嫁と思料しますので、その理由をご教示いただけませんか？	通常の管理行為の範囲については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
143	添付資料3	2	36	機構による債務不履行や国の不承認による責任のリスク負担者が機構とされていますが、国が事業の承認を行わない場合や、予算承認を得られず支払いが行えない場合なども、本項に含まれると思料します。 機構がリスクを負担される場合、その財源の保証について、どのようにお考えかご教示いただけませんか。(債務負担行為額の設定を行われていないと思料しており、財源の保証(例えば文部科学省の保証など)がなければ、金融機関からの融資を受けることが極めて困難なため、質問しております。)	No.119を御参照ください。
144	添付資料3	2	36	「機構による債務不履行や国の不承認による責任」のリスク負担者は機構であるとのことですが、当該記載から「仮に事業仕分け等によって、本事業が中止・延期となった場合に事業者が生じた損害・費用は機構が負担する」と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ご質問の例に限らず、機構の都合による中止、変更リスクは、機構が負担します。
145	添付資料3	2	38	リスク番号38(共通/施設の移管リスク)について、「事業終了時における施設の性能確保に関する責任」が全て事業者側となっていますが、どのような性能を確保しなければならないのでしょうか。具体的に条件(要件)をご教示願います。また、性能確保の要件を満たしていない場合、サービス対価から相殺されることがあるのでしょうか。レンダーとしても関心の高い箇所であると考えます。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
146	添付資料3	2	38	「事業終了時における施設の性能確保に関する責任」とありますが、事業終了時において移管する施設とはどの施設を対象としているのでしょうか。ご教示ください。	事業終了時において性能確保の対象となる施設については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
147	添付資料3	2	38	立坑施設のうち特にコンクリート表面の劣化(コケ等の増殖などによる美観上の劣化)は避けられないと考えます。美観上の劣化は施設の移管リスクに該当するのでしょうか。	美観上の劣化は該当しません。
148	添付資料3	2	40	調査の不備リスクの内、機構殿が負担する場合の具体的例を提示いただけませんか？特にメタンガスの発生や孔崩れに対するリスク分担の取り扱いの明確化が必要と思われます。	事業者の帰責事由によらない予測不可能なメタンガスの噴出や孔壁崩壊についてはリスク分担表(案)のリスク番号12の不可抗力とみなします。
149	添付資料3	2	42	「ただし、仮設備等に係る参考図を除く」とありますが、仮設備等には何が含まれますか、前施工業者から引き継ぐ既存(仮)設備も含まれるのでしょうか？	仮設備等としては、第Ⅰ期工事で構築された各種システムを含みます。ただし、引継ぐか否かは事業者任意です。仮設備等の具体的な内容については、追って公表する要求水準書(案)に示します。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
150	添付資料3	2	42	備考欄に、ただし、仮設備等の参考図を除くとありますが、仮設備等の提示図面に誤りがあった場合のリスクは、誰が負担するのかご教示いただけますでしょうか。 万一、事業者が負担する場合は、事業者に過度なリスク転嫁と思料しますので、その理由をご教示いただけますでしょうか。	仮設備は事業者の任意であることから、全て事業者の負担とします。
151	添付資料3	2	46	施工計画の不備～ではなく、事業者が作成した施工計画の不備による責任ではありませんか？ 同様に、機構殿が作成された施工計画部分についての不備のリスク負担者は機構殿になりませんか？	本事業において施工計画の策定は、事業者が行うこととしており、機構が施工計画を策定することは想定していないので、事業者の責任としています。詳細は、追って公表する要求水準書(案)に示します。
152	添付資料3	2	47	「与条件として明示していない地中障害物の処理による責任」が機構負担となっていますが、これには土壌汚染も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の事業行為によるものでなければ、ご理解の通りです。
153	添付資料3	2	48	地中障害物の上記以外の責任というのは、具体的にどのような責任を指しているのでしょうか？	例えば、与条件として要求水準書等で明示した地中障害物の処理に関して生じた責任を指します。
154	添付資料3	3	50	技術工法等の欠陥による責任と記載されていますが、機構が承認した技術工法等の欠陥による責任の場合は、リスク負担者も機構殿になりませんか？	本事業において採用する技術工法等は事業者の責任で採用するものであり、機構が技術工法等を承認することによって、機構に欠陥についての責任リスクの負担が移転することはありません。
155	添付資料3	3	51	リスク番号51(瑕疵担保リスク)における瑕疵担保期間について、「施設の全部の引渡しから2年間」とありますが、施工中に定期的に引渡す施設部分については、実質的な瑕疵担保期間が長期にわたり、事業者の負担が過大になりますので、「施設の各引渡部分の引渡しからそれぞれ2年間」としていただきたいのですが如何でしょうか。	本事業において、事業者は、施設の整備を行うだけでなく、施設の所有権を順次機構に移転した後も、施設全体の維持管理等を行うこととしています。このため、瑕疵担保期間の起点を施設整備の終了時(平成27年3月予定)としています。
156	添付資料3	3	51	備考欄に、瑕疵担保期間は、施設の全部の引渡しから2年間とするとありますが、本事業では、本件施設を定期的に引渡し、所有権を移転する建て付けであるにもかかわらず、施設の全部の引渡しを基点に、瑕疵担保期間を設定することは、通常の公共工事標準約款や民間連合約款と比べても、事業者にとって過度なリスク転嫁であると思料します。定期的に引渡した部分については、当該引渡しの時点からそれぞれ2年間を瑕疵担保期間とするよう、変更いただけますでしょうか。 変更いただけない場合は、その理由をご教示いただけますでしょうか。	No.155を御参照ください。
157	添付資料3	3	51	備考欄に、瑕疵が事業者の故意～生じた場合は、施設の全部の引渡しから10年とするとありますが、本事業では、本件施設を定期的に引渡し、所有権を移転する建て付けであるにもかかわらず、施設の全部の引渡しを基点に、瑕疵担保期間を設定することは、通常の公共工事標準約款や民間連合約款と比べても、事業者にとって過度なリスク転嫁であると思料します。定期的に引渡した部分については、当該引渡しの時点からそれぞれ10年間を瑕疵担保期間とするよう、変更いただけますでしょうか。 変更いただけない場合は、その理由をご教示いただけますでしょうか。	No.155を御参照ください。
158	添付資料3	3	51	備考欄に、瑕疵が事業者の故意～生じた場合は、施設の全部の引渡しから10年とするとありますが、本事業の事業期間を超える瑕疵担保責任を事業者が負うこととなりますが、その場合瑕疵担保のためだけにSPCを存続させなければならず、会社の維持経費を機構にご負担いただくこととなりますので、瑕疵担保期間は事業期間終了までに変更いただけますでしょうか。 変更いただけない場合は、その理由をご教示いただけますでしょうか。	事業終了後の瑕疵担保責任は、施工会社が引継ぐものとします。なお、事業期間終了後の対応については入札説明書等に示します。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
159	添付資料3	3	52	「前施工業者からの既存設備等の引き継ぎに関する責任」が事業者の負担となっていますが、無償で現況渡しと考えてよいでしょうか。引き渡しにあたり何らかの対価を要求されることはありませんでしょうか。	No.66を御参照ください。
160	添付資料3	3	52	「前施工業者からの既存設備等の引き継ぎに関する責任」が事業者の負担となっていますが、機械装置の瑕疵保証やマニュアルも前施工業者から引き継げるのでしょうか。	No.66を御参照ください。
161	添付資料3	3	52	「前施工業者からの既存設備等の引き継ぎに関する責任」は、事業者のみに○が付いていますが、前施工業者の既存設備について、機構が介入して客観的に性能の判定、耐久年数の判定、譲渡価格の設定などを実施、それを公表する責任は担って頂けるのでしょうか？	No.9を御参照ください。
162	添付資料3	3	52	リスク項目に「既存設備等に係わる前施工業者からの引き継ぎに関するリスク」とありますが、引継ぐべき既存設備の評価(設備の状態、評価額)が適正に行われ、前施工業者と新規入札者間が同じ条件で競争できるためにどのような方策をとられるのかお教え下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
163	添付資料3	3	52	「前施工業者からの既存設備の引き継ぎに関するリスクは事業者が負担する」とありますが、公平公正な事業者選定の観点から、既存設備の管理方法、施工時の管理データを入札参加者に開示して頂けると考えてよろしいでしょうか。その時期は入札説明会と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
164	添付資料3	3	52	既存設備等に係る前施工業者からの引継ぎに関する責任とは、具体的に何を指すのでしょうか。	No.9を御参照ください。
165	添付資料3	3	54	「引渡し前の機構の施設の利用」と記載されていますが、引渡し前とは、“整備した本件施設の所有権を定期的に原子力機構に引き渡す”前と理解すればよろしいですか？	御理解のとおり、引渡し前とは、所有権が機構に移転する前のことを指します。
166	添付資料3	3	60	リスク番号60(施設の損傷リスク)について、事業期間中の通常劣化による損傷も事業者負担とありますが、事業者の業務に起因しない損傷(経年劣化等)は事業者負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務に起因しない損傷は、事業者負担ではありません。ただし、施設の維持管理は事業者の業務に含まれており、当該業務における研究坑道の整備作業の過失、不注意等に起因した損傷(経年劣化等を含む)は、事業者負担です。具体的な業務内容については、追って公表する要求水準書(案)に示します。
167	添付資料3	3	60	ここでの「損傷」あるいは「通常劣化」の定義が明確でないため、備考欄にあります「通常劣化による損傷」がどの範囲を指すのかの判断ができません(例:キズ、汚れ、錆など)。「事業期間中の通常劣化」に関しては、通常劣化を防止することは、極端に言えば「常に新品状態を保つ」ことであり、これも事業者のリスクとするのは、過度の負担であると考えます。「通常劣化による損傷」は除外していただけませんか。なお、通常劣化による損傷は、番号61の不可抗力による損傷ではないでしょうか。	No.166を御参照ください。
168	添付資料3	3	61	「原因者が特定できない施設の損傷は不可抗力として扱う。」とありますが、これには帰責者が特定できない第三者による施設損傷も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
169	添付資料3	3	64 ~78	研究支援対象の事業者の責に帰すべきリスクについてのリスク分担を明示してください。	実施方針書(添付資料3)「リスク分担表(案)」の研究支援に関する部分の分担を示しています。
170	添付資料3	3	65	事業者の判断による調査研究支援項目、実施範囲などの変更という場合はあり得るのでしょうか。これらはすべて機構の判断・指示によるものと理解しておりますが・・・。	調査研究支援項目、実施範囲などの変更については、事業者と機構が協議して決めることとしています。詳細は入札公告時に公表する入札説明書等に示します。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
171	添付資料3	3	65 ~71,73,74	研究支援に係るリスクですので、研究を主管する機構殿がリスク負担者ではないでしょうか？	研究支援業務は事業者が調査や計測作業を実施する業務であり、その作業におけるリスクは基本的に事業者負担となります。
172	添付資料3	3	65	事業者が最適と考え提案し、機構殿の了承を得た上で実施した場合は事業者の責任ではないと理解してよろしいですか。	機構の了承は、事業者を免責するものではありません。事業者が提案された事項に関する責任は、事業者の負担となります。
173	添付資料3	3	66	データが取得できなかった場合の負担は事業者にはない場合があると思いますが、どのようなことを想定されていますか。	要求水準を満足するデータが取得できなかった場合の負担は事業者にあると考えます。
174	添付資料3	3	67	研究支援業務において、観測孔の崩壊による計測装置の故障等による責任は、事業者がリスクを負担することになっておりますが、計測を実施する主体が負担すべき項目ではないでしょうか？	御理解のとおり、計測を実施する主体が観測孔の崩壊による計測装置の故障等のリスクを負うべきです。研究支援業務においては、計測を実施する主体は事業者なので、事業者が基本的にリスクを負担することとなります。
175	添付資料3	3	68	備考欄に、「機構は合理的な範囲で(技術革新の)増加費用を負担する」とありますが、事業者の帰責事由によらず、貴機構においても増加費用の負担が認められなかった場合は、技術革新の対応は、当初想定した費用の範囲内までとの考えでよろしいでしょうか。	基本的に御理解のとおりですが、当初想定した費用の範囲内での対応が原則です。
176	添付資料3	3	68	「事業者は、可能な限り当初想定した費用の範囲内で技術革新に対応しなければならない。」とありますが、事業者が調査技術等の技術革新を想定する為の前提条件などは事前に提示して頂けるのでしょうか？	No.175を御参照ください。
177	添付資料3	3	68	備考欄に、事業者は、可能な限り当初想定した費用の範囲内で技術革新に対応しなければならないとありますが、このような抽象的な表現ではコンテンツジェンシーを見積ることが困難なため、可能な限りの基準を、ご教示いただけませんか。ご教示いただけない場合は、事業者に過度なリスク転嫁にも繋がりにかぬないと思料しますので、その理由をご教示いただけませんか。	No.175を御参照ください。
178	添付資料3	3	70	計測機器は原子力機構からすべて貸与されると理解すればよろしいですか？ また、落雷などの自然的な原因による故障・破損は、機構負担ではないでしょうか？	機構が貸与する機器類と事業者が用意する機器類があり、機構が貸与する機器類については、追って公表する要求水準書(案)に示します。要求水準書及び技術提案に従い、かつ技術的慣例に基づく対策を講じた上で、なお避けることのできない故障・破損の負担については、不可抗力リスク(リスク番号12)扱いとなります。
179	添付資料3	3	70	研究支援業務において、孔内崩壊・ガス噴出等による観測機器の破損による責任は、事業者がリスクを負担することになっておりますが、観測を実施する主体が負担すべき項目ではないでしょうか？	No.174を御参照ください。
180	添付資料3	3	70	事業者帰責の場合と、事業者が実施する別な作業による破損の場合以外で破損した場合は、機構の負担という理解でよろしいでしょうか。	No.178を御参照ください。
181	添付資料3	3	70	「耐久年数」はどのような考え方で手順で決定することになりますか。計器の耐久年数は、メーカーが「標準的な使用環境下における」耐久期間を提示することもあります。機器が設置された環境により大きく異なることが予想されます。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
182	添付資料3	3	70	「～、落雷などの自然的もしくは人工的な異常電流発生による観測機器の破損」とありますが、当該破損を事業者では負担することは過度の負担と考えます。そのため、当該リスクは不可抗力扱いとしていただけませんか。	No.178を御参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
183	添付資料3	3	71	調査研究計画書・報告書の不備による責任は事業者が負担」とありますが、調査研究計画とはどのような内容の業務でしょうか。ご教示願います。	本事業範囲に関する各年度の研究支援業務の計画です。
184	添付資料3	3	75, 76	工程調整不足に関するリスクとありますが、調整不足とは具体的にどのようなことを指し、その場合のリスク・責任とは何を指すのか、具体的かつ詳細にご教示いただけませんか。(特に、事業者の帰責事由による工事との工程調整不備による責任に関しては、更に詳細にご教示いただけると幸いです。)	本事業における要求水準を踏まえた各業務間の工程調整には、事業者の能力やノウハウを發揮し自ら判断する余地があり、事業者の帰責事由による工事との工程調整不足は、この範囲に関するものです。
185	添付資料3	4	78	番号78のリスク内容に記載されている事態が生じないよう、事業者は機構と事前に十分相談した上で試験を実施する筈であり、事業者の判断だけで実施する事は現実には起り得ないと思っておりますが、既に実施済みの所で実際にこのような事態が発生したのでしょうか？	事業者は各業務の要求水準を満足するように各業務間の調整を行う必要があります。本事業における要求水準を踏まえた各業務間の調整には、事業者の能力やノウハウを發揮し自ら判断する余地があり、従前の個別契約における業務間の調整形態とは異なります。
186	添付資料3	4	78	事業者が最適と考え提案し、機構殿の了承を得た上で実施した場合は事業者の責任ではないと理解してよろしいですか。	No.172を御参照ください。
187	添付資料4	1	1	事業期間中、モニタリング等において要求水準を満たさなかった場合、その対象が維持管理業務であれば、維持管理費は減額となっても、その他の施設整備対価・研究支援対価には影響しないとの理解でよろしいでしょうか。	その他の業務が計画通り遂行されている限りにおいて、その部分の対価の支払いに影響はありません。具体的な対価の減額方法については入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
188	添付資料4	1	1	当支払い方法によれば、施設整備完了後(平成27年度以降)、維持管理対価及び研究支援対価は期間を通して一定額となっています。これは、4年間の当該業務が(場所が変わるだけで)内容は一定であることを意味しているのでしょうか。	維持管理対価及び研究支援対価が期間を通して一定額であることは、内容が一定であることを意味しません。業務内容の変動を考慮した上で、支払額が一定となるように御提案いただくこととなります。
189	添付資料4	1	1	サービス対価は、本施設の施設整備に要する費用～から構成されるとありますが、対価の対象並びに業務を行う対象は、本施設に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、前施工業者が施工した施設(本実施方針において、当該施設の定義はない)の維持管理(修繕含む)、研究支援は機構自らが行うとの理解でよろしいでしょうか。 機構が行わず事業者が行う想定である場合、特に修繕業務が前施工業者の瑕疵によるものか、劣化等によるものかの切り分けが困難な場合が多いため、修繕業務だけでも本事業の事業範囲から外していただけないでしょうか。外していただけない場合は、事業者に過度なリスク転嫁であると思料しますので、その理由をご教示いただけませんか。	No.6を御参照ください。
190	添付資料4	1	1	表1サービス対価の構成で施設整備費に区分されている費用の内容に『工事用仮設備の調達・設置』とありますがリース等の使用料契約に基づき調達した場合、そのリース料は建設期間中は施設整備費に計上し、割賦期間は維持管理費に計上するという解釈でよろしいでしょうか。	坑道掘削に直接使用する工事用仮設備は施設整備対価に計上し、その他はすべて維持管理対価に計上します。ただし、「割賦期間」は、「建設終了後の期間」とします。詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
191	添付資料4	1	1	維持管理費の内容に機械設備運転・監視業務とありますが建設期間中の工事用仮設備の運転・監視業務も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
192	添付資料4	1	1	表1サービス対価の構成で施設整備費に区分されている費用の内容に『工事用仮設備の調達・設置』とありますが購入でもリース等の使用料契約に基づく調達でもよろしいのでしょうか。	調達方法についての制約はありません。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
193	添付資料4	1	1	表1サービス対価の構成で建設工事に関する履行保証保険料は施設整備費、維持管理に関する履行保証料は維持管理費、研究支援に関する履行保証保険料は研究支援費に計上することによろしいでしょうか。	No.107を御参照ください。
194	添付資料4	1	1. 表1	維持管理対価のうち維持管理費の内容欄に、本施設等の維持管理業務に要する費用との記載がありますが、ここで言う本施設等とは、具体的に何を指すのかご教示いただけませんか。(本実施方針等において、本施設等の記載が一箇所だけであるため、質問しております。)	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
195	添付資料4	1	1. 表1	サービス対価の構成表の維持管理対価及び研究支援対価には、割賦金利がありませんが、この2つの対価は、年2回の検収を受けた費用がその時に支払われると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
196	添付資料4	2	2	仮に施設整備期間中の年度において、維持管理対価、研究支援対価が予定額を下回り、結果として施設整備対価の比率が多くなった場合、施設整備の出来高を超える費用の支払いを受けることも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	年間の支払額を定額と想定しているため、維持管理対価及び研究対価が予定よりも少なくなった場合には、少なくなった施設整備分を増加させることは可能です。ただし施設整備の出来高を超える支払はできません。具体的な支払方法については入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
197	添付資料4	2	1. (1)	23年度以降のサービス対価の総額はどの程度をお考えなのでしょうか？	総額は提示しません。
198	添付資料4	2	1. 表1	研究支援対価の対象となる研究支援業務について具体的に例示してください。	追って公表する要求水準書(案)に示します。
199	添付資料4	2	2. (1)	「支払う金額は、サービス対価総額として、各回とも原則一定額とする。」との記載がありますが、施設整備対価及び維持管理対価に係る消費税を含めて一定額にするのか否か、ご教示願います。(割賦手数料である割賦金利には消費税がかからないため、消費税を含め一定額とした場合には、元利均等方式による算定が複雑になります。)	消費税を含めない金額で一定額になることとします。具体的な支払方法については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
200	添付資料4	2	2. (1)	施設整備完了後は「固定金利で元利均等割賦で支払う」との趣旨の記載がありますが、本事業における工事の特性から、「調達資金額の変更」「調達資金の返済期間の変更」が「資金調達の時期の変更」が生じる可能性が他の建設等の工事に比して高いと思われます。資金を固定金利で調達する(またはスワップ取引によって変動金利を固定化する)と、融資契約後に、上記の変更等が生じますと、固定資金の解約コスト(スワップのブレイクコスト)が発生する場合があります。金融市場の状況によっては、その金額は多額になります。このコストの顕在化を避けるために「固定金利での割賦」ではなく「変動金利での割賦」とすることが妥当と考えますが、お考えについてご教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
201	添付資料4	2	2. (1)	“年2回、全17回で予定されている支払方法について、第1回分を除き、サービス対価総額の各回支払額は原則一定額とする”となっていますが、 ①イメージ図1のように、H23～H26と、H27～H30(割賦支払期間)の各回対価総額が厳密に同額である必要がありますか、例えば割賦金利分だけ割賦支払期間の各回対価総額が増えるような方法は許容されますか？ ②各回対価総額を同額とするため、第1回分の施設整備対価を、計算の調整代として利用してもよろしいですか、又それが可の場合、第1回対価総額に対する制約(例えば、第2回以降の対価総額未済であること等)はありますか？ ③第2回以降の各回対価総額を同額にするための計算方法が提案者によって異なることがないよう、統一的な計算シートを示して頂けません	①金利変動分については、許容されます。 ②第1回支払方法についての条件については入札公告時に公表する入札説明書等に示します。 ③ご意見として、検討します。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
202	添付資料4	2	2. (1)	「各回とも原則一定額とする(……また、金利変動に伴う施設整備に係る割賦手数料の増減は除く)」とありますが、維持管理対価、研究支援対価が毎年の指標(物価指数など)の変動により増減した場合も除かれると考えてよろしいですか？	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
203	添付資料4	2	2. (1)	第1回支払い(平成22年度分)は除くとありますが、第1回支払い額の算定方法についてご教示ください。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
204	添付資料4	2	2. (1)	「サービス対価総額として、各回とも原則一定額」とありますが、要求水準の変更・設計変更・技術改変等によりサービス対価に変更があった場合の支払方法についてお教えてください。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
205	添付資料4	2 ,3	2. (1) ,(2)	サービス対価の支払金額に関し、サービス対価総額は各回とも原則一定額(第1回等除き)とし、施設整備期間中の施設整備対価(一部支払)はサービス対価総額から維持管理対価と研究支援対価の合計額を控除した額とありますが、施設整備対価(一部支払)はそれ以外の金額設定要件はなく、また各サービス対価(各項目毎、各事業年度毎の対価)は、入札説明書等に基づき選定事業者が提案し原子力機構が認めた額が支払われるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 サービス対価支払イメージは、あくまでもイメージ図であり、実際の支払対価の変動を意味しているものではありません。ただ、各業務については、年度毎に異なる内容の業務があるため対価は異なると考えます。各対価と業務との関係については、別に示す要求水準書をご確認ください。その内容に基づき対価の内訳及び平準化の方法についてご提案いただくこととなります。
206	添付資料4	2 ,3	2. (1) ,(2)	サービス対価の支払金額に関し、①サービス対価総額は各回とも原則一定額(第1回等除き)、②施設整備期間中の施設整備対価(一部支払)はサービス対価総額から維持管理対価と研究支援対価の合計額を控除した額、③施設整備完了後の施設整備に係る対価(支払残額)は元利均等払いとありますが、①②③の要件を満たす具体的な算出方法の想定要件等があればご教示下さい。(③の割賦手数料を含めて元利均等払いを前提として、①②を満たす場合、算出上で金額調整が必要になるかと思いますが、それも含めて選定事業者の提案に委ねられるという理解で宜しいでしょうか)	各業務の対象となる費用や算出の考え方及び提案方法(提案様式)については入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
207	添付資料4	2	2. (2)	施設整備対価について、 ①施設整備期間中の支払(一部支払)金額は、竣工時期の遅延が生じない限り、各期の工事出来高には関係なく、提案書に記載された金額通りに支払われると考えてよろしいですか？ ②要求水準の変更などの要因で施設整備費が増加した場合、増加額は別途の一括払と考えてよろしいですか？ 割賦払いの元本(支払残額)の増額となると、ファイナンス提案の前提が崩れて提案条件での借入が不可能になる場合があるほか、違約金も発生します。	①御理解のとおりです。ただし、出来高(施設の引渡しを伴わない部分払いについては出来高の90%)を超える支払を行うことはありません。 ②入札公告時に公表する入札説明書に示します。
208	添付資料4	2	2. (2)	施設整備期間中の施設整備対価の一部支払いについて、上限(例えば出来高の〇〇%以内)はあるのでしょうか。	No.207を御参照ください。
209	添付資料4	3	2. (2)	提案時(入札時)に適用される割賦支払いの基準金利は、提示されるのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
210	添付資料4	3	2. (2)	割賦支払いの基準金利は、【施設整備完了日の2営業日前】とありますが施設整備完了日は平成27年3月31日と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
211	添付資料4	3	2. (3)	維持管理・研究支援においてモニタリングは実施されるのでしょうか。実施する場合には、モニタリング方法についてお教えてください。	機構により各業務のモニタリングを実施します。なお、その方法は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
212	添付資料4	3	2. (3)	「延払いは行わない」とは、追加の支出がないという理解でよろしいでしょうか。 また、要求水準の変更によるサービス対価の変更は、事業契約等で規定されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
213	添付資料4	3	2.(4)	入札額に関する消費税の計算についてお教えください。サービス対価の支払い回数毎に消費税は支払われると思いますが総価契約の場合、サービス対価の総合計額に対して消費税が計算され、各支払回毎の消費税の合計と不整合が発生します。どのように計算すればよろしいのかご教示ください。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
214	添付資料4	3	2.(4)	1円未満の端数の取り扱いで割賦支払金額は元利均等払いとしていますが、元本分の端数と金利分の端数は分けて処理するのでしょうか。それとも元利合計額の端数を処理するのでしょうか。ご教示ください。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
215	添付資料4	3	2.(2)	施設整備期間中は、～1回あたりに支払う金額は、「サービス対価総額」から「維持管理対価」と「研究支援対価」の合計額を控除した額を施設整備に係る対価の一部として支払うとありますが、サービス対価総額は、施設整備対価、維持管理対価、研究支援対価の積上げで本来決まると思いますが、サービス対価総額が所与であり、結果として施設整備対価が決まるように見受けられます。 もし、サービス対価総額が先に決まっているのであれば、各支払い(年2回)ごとの総額について、ご教示いただけませんか。 (支払いの建て付けを理解しなければ、金融機関との融資の検討依頼ができないため、質問しております。)	No.205を御参照ください。
216	添付資料4	4	図1	図1(サービス対価支払イメージ)について、H27～H30年度の施設整備対価(割賦支払)の部分で点線表示がありますが、この点線は何を意味しているのでしょうか。ご教示願います。また、H22～H26年度の施設整備期間における施設整備対価(一部支払)について、一部支払額は予め確定できるのでしょうか。事業契約の中ではどのような記載になる予定でしょうか。ご教示願います。	割賦金利を意味するものです。契約時に確定することを想定しています。契約書の記載方法については、一時支払金、延べ払い対象額、維持管理対価、研究支援対価のそれぞれの内訳を示します。
217	添付資料4	4	図1	H22年度は、事業対象期間が11月から3月までの5ヶ月のため、他の年度に比べて各対価の合計額が少ないことは理解しますが、H23年度以降の施設整備期間中の各対価(施設整備対価だけでなく)が均等になっていないことについて、また、サービス対価総額が均等になっていることについてその理由が判然としません。 つきましては、このイメージ図における各対価の考え方について、もう少し具体的にご教示いただけませんか。 (支払いの建て付けを理解しなければ、金融機関との融資の検討依頼ができないため、質問しております。)	サービス対価支払イメージは、あくまでもイメージ図であり、実際の支払対価の変動を意味しているものではありません。ただ、各業務については、年度毎に異なる内容の業務があるため対価は異なると考えます。各対価と業務との関係については、別に示す要求水準書をご確認ください。その内容に基づき対価の内訳及び平準化の方法についてご提案いただくこととなります。
218	その他			公平公正な事業者選定の観点から、参加者には前施工時の施工記録、諸施設の管理データ、Ⅱ期計画の設計根拠となる地質データ等を入札説明会の時に、開示して頂けると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
219	その他			入札予定価格は、入札公告時に公表されますでしょうか。	No.101を御参照ください。
220	その他			国もしくは地方自治体であれば、債務負担行為に係る議会決議をもってPFI事業に係るサービス対価相当の予算を確保しておりますが、独立行政法人である貴機構においては、本事業の事業期間に亘るサービス対価総額の支払原資は、何をもちて手当てされるのでしょうか。ご教示願います。	No.128を御参照ください。
221	その他			本事業の事業期間に亘るサービス対価総額の支払原資について、独立行政法人通則法第46条にある財源措置を国より受けることで手当てされるのでしょうか。この場合、当該財源措置の受取り有無はいつ頃までに判明するのでしょうか。	No.119を御参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
222	その他			独立行政法人日本原子力研究開発機構法第27条では、貴機構の解散時の残余財産の分配について規定されておりますが、本事業期間中に貴機構が解散等となり本事業に係る債務が残っていた場合、当該債務は国(もしくは解散後に承継組織ができれば当該組織)に引き継がれるとの理解で宜しいでしょうか。	独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則2条・3条に、機構の前身法人である日本原子力研究所・核燃料サイクル開発機構の権利義務の承継等に関する規定がありますが、機構が解散となる場合には、このように立法措置が講じられ、そのなかで、権利義務の承継が定められます。(御質問の債務の引継ぎは、機構が負担する義務の承継に当たります。)
223	その他			原子力機構の中期計画やその他関連文書等において、今後、本PFI事業の実施及び債務負担行為に関し、具体的に文書化し、所管官省の認可を得る予定がある場合、いつ、どのようなかたちで行われるのかご教示下さい。(既公表済の「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)」(H22.3.31文科省認可)のII.2.(1)において、「業務の合理化・効率化の観点から、幌延深地層研究計画に係る研究坑道の整備等に民間活力の導入を図る。」との記載はありますが、本PFI事業に関して、何らかのかたちで文科省の認可を得たと認められる具体的な文書は現状存在しないと理解しています)	No.2及びNo.39を御参照ください。